

第8.X章(案)

結核菌群感染症 -概要-

1

結核菌群感染症とは

- 宿主は、牛、鹿、めん山羊、その他多くの哺乳動物
- 病原体は、結核菌群
〔 今回のコード改正案では *Mycobacterium bovis*^{法定},
M. caprae, 及び *M. tuberculosis*^{法定} に限定。 〕
- 家畜、野生動物が感染し、人への感染も問題。
- 慢性呼吸器感染症。咳、被毛粗暴、食欲不振、元気消失、乳量減少、瘦削等。臨床的異常を認めず、剖検後に本病と診断される事も多い。
- 世界中で発生。
- 気管分泌物、鼻汁、唾液、糞便、尿から排菌。主にエアロゾルの吸入により伝播。汚染飼料からの経口感染も起こる。

(出典)動物の感染症第三版2014年、近代出版、東京(牛の結核病)
OIEマニュアル2016、第2.4.6章(牛結核病章)

2

改正案のポイント

- 用語集と整合させるとともに、以下を改正。
 - ✓ 情報が不十分であるため、動物の定義の中から、新世界ラクダを削除
 - ✓ 清浄群の清浄性ステータスの維持に関して、野生動物のレゼルボアが存在する場合の基準を追加。
 - ✓ 繁殖又は育成用のヤギの輸入について、ウシ科及びシカ科と同じ検査を実施。
 - ✓ 精液の輸入について、生体と同じリスク管理措置を実施。
 - ✓ 輸入する受精卵に使用する精液についても、輸入する精液と同じリスク管理措置を実施。

3

改正案(第8.X章)の構成

第1条	総則(病原体、宿主、感染定義)
第2条	安全物品
第3条～第5条	清浄地(国/地域zone)
第6条	清浄群
第7条～第14条	輸入条件

4

第1条 総則 一定義

- 結核菌群; *M. bovis*, *M. caprae* 及び *M. tuberculosis*
- 動物; ウシ科、シカ科、ヤギ、~~新世界ラクダ(研究中)~~
- 結核菌群感染の発生は、以下のいずれかと定義。
 1. 結核菌群が動物又はその由来産品からの試料中に検出された場合。
 2. 診断検査が陽性で、結核菌群感染例と疫学的に関連がある又は感染を疑う理由がある場合。
- 第2条の安全物品を除き、物品の輸入又は経由を許可する場合、当局は、由来する国、地域又は群の動物集団の結核菌群感染の状態に関連した条件を求めることができる。

5

第2条 安全物品

以下の物品の輸入又は経由を許可する場合には、結核菌群感染症に関する条件を求めない。

1. と畜前及びと畜後検査を受けた生鮮肉及び肉製品
2. 塩漬皮革、狩猟記念品
3. ゼラチン、コラーゲン、脂肪、肉骨粉

注) 肉製品

官能及び物理化学的特質を不可逆的に変化させる処理を行った食肉

(食肉＝動物の全ての可食部分)

(出典: コード用語集)

6

第3条 歴史的清浄地(国/地域)

以下の条件(第1.4.6条第1号a)が関連する動物に当てはまる場合、歴史的清浄地と見なすことができる。

1. 結核菌群感染症が発生したことがない
又は
2. 撲滅された又は過去25年間の発生がなく、少なくとも過去10年間において、以下を満たすこと。
 - 結核菌群感染症が通報対象であること
 - 関連する全ての動物種において早期発見体制が整備されていること
 - 病気の侵入防止措置がとられている(ワクチン接種も実施されていない)こと
 - 野生動物での感染が見られないこと

7

第4条、第5条 ウシ科、シカ科の清浄地(国/地域)

清浄地

1. 結核菌群感染症は通報対象
2. 全ての群に対して3年間検査
3. 感染症発見のためのサーベイランス体制(と畜前・後検査)整備
4. 早期発見のための規制措置の実施
5. 本章の輸入条件に従い、動物及び生殖細胞を輸入

清浄性の維持

1. 清浄地の1,3,4,5を満たす
2. サーベイランス体制(一般的な検査)が整備されており、これにより感染症が2年間存在しないことが示されている

他種動物及び野生動物の関与

当該動物の伝播防止措置を実施していれば、清浄性ステータスは他の種類の動物及び野生動物での発生の影響を受けない。

8

第6条 ウシ科、シカ科の清浄群

清浄群

1. 清浄国又は地域に存在し、獣医当局の認定を受けていること
又は
2. 以下を満たす群であること
 - i. 当該国全域で、結核菌群感染症が通報対象であること
 - ii. 当該群において、発生の証拠が12か月間ないこと
 - iii. と畜前及びと畜後検査で、臨床症状又は病理学的病変を12か月間呈していないこと
 - iv. 6か月齢以上の全てのウシ科又はシカ科が2回(6か月間隔)の検査を受けて陰性であること
 - v. 当該群に導入されるウシ科又はシカ科及びこれらの生殖細胞は、本章の輸入条件に従い輸入されたものであること
 - vi. 少なくとも過去に12か月の間、同施設内の別の群において感染の証拠がないこと、又は別の群からの伝播防止措置が講じられていること

9

第6条 ウシ科、シカ科の清浄群(続き)

清浄性の維持

1. 清浄群の1を満たす
2. 清浄群の2のiからiii、v及びviを満たしており、以下を満たす
 - i. 毎年の検査で陰性
 - ii. 2年ごとの検査で陰性(年間の発生群割合が過去2年間で1%以下の場合)
 - iii. 3年ごとの検査で陰性(年間の発生群割合が過去4年間で0.2%以下の場合)
 - iv. 4年ごとの検査で陰性(年間の発生群割合が過去6年間で0.1%以下の場合)
3. (追加)
野生動物のレゼルボアがいる場合、全ての群は第4条及び第5条のサーベイランスプログラムが実施されており、次の事項に基づき結核菌群感染のリスクがあるとされたすべての群は、評価された結核菌群感染の疫学的リスクに応じた検査プログラムが実施されること。
 - i. 感染又は感染が疑われる野生動物のいる場所と関連していること
 - ii. 過去5年間で発生歴があること
 - iii. i又はiiiを満たす群と疫学関連があること

10

第7条～第9条 輸入条件(生体)

条項	対象物品	輸出国の証明要件(○:証明要、-:証明不要)					
		臨床検査	清浄地由来	予防接種	検査	他基準の順守	その他
7	繁殖・育成牛・鹿	○	○ ¹	-	-	-	
			○ ²	-	○ ³	-	
			-	-	○ ⁴	-	積載日前6か月隔離
8	繁殖・育成ヤギ	○	-	-	-	-	3年間発生のない群 ⁵
			-	-	○ ⁴	-	積載日前6か月隔離
9	と場直行牛・鹿	○	○	-	-	-	
			-	-	○ ³	-	

注)1: 清浄国又は地域の清浄群、2: 清浄群、3: 積載日(採取日)の30日前、4: 隔離後、6か月以上の間隔で2回検査し陰性。2回目は積載前30日以内。5: 誕生以来又は少なくとも積載日前6か月

専門家:「ヤギでのツベルクリン検査は、ウシ科での検査と同等の結果を示すエビデンスが出ている」

11

第10条～第14条 輸入条件(精液、受精卵、乳・乳製品)

条項	対象物品	輸出国の証明要件(○:証明要、-:証明不要)					
		臨床検査	清浄地由来	予防接種	検査	他基準の順守	その他
10	牛精液	○ ⁰	-	-	-	○ ⁷	
			○ ^{0,1}	-	-	-	
			-	-	○ ^{0,3}	○ ⁸	
11	鹿精液	○ ⁰	○ ^{0,1}	-	-	-	
			-	-	○ ^{0,3}	○ ⁸	
12	牛・鹿受精卵	-	○ ^{0,1}	-	-	○ ⁹	精液は10、11条を満たす
		-	○ ^{0,2}	-	○ ^{0,6}	○ ⁹	
13	牛乳・乳製品	-	○ ^{0,2}	-	-	-	
		-	-	-	-	○ ¹⁰	
14	ヤギ乳・乳製品	-	-	-	-	-	3年間発生のない群
		-	-	-	-	○ ¹⁰	

注) 0: 供与動物、1: 清浄国又は地域の清浄群、2: 清浄群、3: 積載日(採取日)の30日前、6: 30日の隔離期間中、7: 人工授精所の衛生のコード、8: 精液の採取と処理のコード、9: 受精卵・卵母細胞の採取と処理のコード、10: コーデックスコード

12